

令和2年度鳥獣捕獲事業一覧

事業名	有害鳥獣総合捕獲事業費（県予算事項）	
	イノシシ・ニホンジカ等有害鳥獣捕獲事業	ニホンジカ狩猟捕獲森林保全対策事業
対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス	ニホンジカ
対象期間	原則として、狩猟期間（※）を除く期間 （※）11/15～2/15（イノシシ、ニホンジカは11/1～3/15） ニホンジカの狩猟期間中の捕獲は「ニホンジカ狩猟捕獲森林保全対策事業」で対象	狩猟期間（※） （※）11/1～3/15
事業内容	<p>【有害捕獲】</p> <p>事業主体：市町</p> <p>補助率：1/2以内</p> <p>基準経費：10,000円/頭（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル） 500円/羽（カラス）</p> <p>対象経費：有害鳥獣の捕獲奨励のため、市町が、捕獲者に対し奨励金の交付等を行うのに要する経費</p>	<p>【狩猟及び有害捕獲】</p> <p>事業主体：市町</p> <p>補助率：1/2以内</p> <p>基準経費：10,000円/頭</p> <p>対象経費：森林等の保全のため、市町が、捕獲者に対し奨励金の交付等を行うのに要する経費</p>
予算額等	<p>予算額：82,549千円</p> <p>対象数：イノシシ 9,228頭（46,140千円） ニホンジカ 6,315頭（31,575千円うち29,355千円森林環境税充当） ニホンザル 702頭（3,510千円） カラス 5,293羽（1,324千円）</p>	<p>予算額：10,000千円</p> <p>対象数：2,000頭</p> <p>（※）平成26年度から平成30年度（過去5年間）の平均捕獲数を超える数</p>
財源	農林水産業体質強化緊急対策基金（うちニホンジカの一部は森林環境税）	森林環境税
所管	本庁	農産園芸課
	局	地方局森林林業課